

○市営住宅条例施行規則

昭和36年9月25日

規則第22号

改正 昭和38年5月10日規則第14号

昭和38年12月25日規則第27号

昭和40年4月20日規則第12号

昭和40年10月11日規則第26号

昭和41年4月1日規則第12号

昭和42年2月15日規則第5号

昭和42年6月23日規則第21号

昭和43年12月16日規則第35号

昭和44年4月1日規則第18号

昭和45年1月26日規則第3号

昭和46年4月1日規則第24号

昭和47年4月1日規則第30号

昭和48年4月1日規則第18号

昭和48年11月10日規則第38号

昭和48年12月28日規則第53号

昭和49年4月1日規則第6号

昭和50年4月1日規則第11号

昭和51年11月1日規則第46号

昭和52年4月1日規則第13号

昭和53年4月1日規則第12号

昭和54年11月10日規則第23号

昭和55年3月31日規則第10号

昭和55年6月28日規則第16号

昭和56年4月1日規則第12号

昭和57年4月1日規則第12号

昭和57年7月31日規則第28号

昭和58年4月1日規則第17号

昭和58年11月1日規則第44号

昭和60年4月1日規則第13号
昭和60年5月1日規則第22号
昭和60年6月1日規則第24号
昭和60年7月1日規則第28号
昭和61年6月1日規則第26号
昭和61年8月12日規則第34号
昭和61年10月20日規則第40号
昭和62年10月31日規則第48号
昭和63年10月31日規則第49号
平成元年12月1日規則第59号
平成2年12月1日規則第50号
平成3年3月30日規則第6号
平成5年3月10日規則第1号
平成5年10月1日規則第49号
平成6年3月31日規則第6号
平成8年3月21日規則第4号
平成8年3月29日規則第5号
平成8年11月13日規則第43号
平成9年3月31日規則第5号
平成9年5月20日規則第24号
平成9年10月20日規則第45号
平成10年2月18日規則第3号
平成10年4月1日規則第40号
平成11年3月26日規則第1号
平成11年3月31日規則第9号
平成11年10月1日規則第80号
平成12年3月31日規則第46号
平成12年12月20日規則第99号
平成13年3月30日規則第34号
平成13年10月15日規則第78号
平成14年4月1日規則第30号

平成15年4月1日規則第46号
平成16年4月1日規則第42号
平成16年9月14日規則第65号
平成17年3月31日規則第16号
平成18年3月31日規則第69号
平成19年3月23日規則第1号
平成19年3月30日規則第38号
平成20年4月1日規則第47号
平成20年12月25日規則第67号
平成21年4月1日規則第44号
平成21年12月22日規則第69号
平成22年4月1日規則第35号
平成23年2月1日規則第1号
平成24年1月10日規則第1号
平成24年2月1日規則第3号
平成24年3月30日規則第74号
平成24年7月6日規則第107号
平成24年9月28日規則第137号
平成25年1月31日規則第3号
平成25年10月1日規則第96号
平成25年12月27日規則第108号
平成26年2月3日規則第3号
平成26年9月26日規則第65号
平成26年9月30日規則第67号
平成27年1月29日規則第3号
平成27年4月28日規則第92号
平成27年8月27日規則第106号
平成28年1月29日規則第2号
平成28年2月25日規則第8号
平成28年4月27日規則第78号
平成28年5月18日規則第80号

平成28年8月26日規則第94号
平成28年11月29日規則第105号
平成28年12月19日規則第109号
平成29年1月27日規則第6号
平成29年2月28日規則第10号
平成29年3月23日規則第16号
平成29年4月27日規則第43号
平成29年6月26日規則第47号
平成29年7月27日規則第53号
平成29年9月28日規則第56号
平成29年10月25日規則第62号
平成30年1月26日規則第1号
平成30年3月14日規則第10号
平成31年1月28日規則第7号
令和元年9月30日規則第26号
令和元年10月31日規則第28号
令和2年1月28日規則第2号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、市営住宅条例(昭和36年豊中市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(市営住宅の名称及び位置)

第1条の2 条例第2条第2項に規定する市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(整備基準上の措置)

第1条の2の2 条例第2条の8第2項から第5項まで、第2条の9第3項、第2条の10及び第2条の11の措置は、市長が別に定める。

2 市長は、前項の措置を定めたときは、当該措置の内容を速やかに告示しなければならない。

(条例第3条第1項の市規則で定める者等)

第1条の2の3 条例第3条第1項の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 60歳以上の者

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、次に掲げる程度であるもの
- ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2におい

て準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(条例第3条第2項第1号アの市規則で定める障害の程度)

第1条の2の4 条例第3条第2項第1号アの市規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 前条第2号アに規定する程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(条例第3条第2項第1号イの市規則で定める障害の程度)

第1条の2の5 条例第3条第2項第1号イの市規則で定める障害の程度は、第1条の2の3第3号に規定する程度とする。

(入居者の資格を別に定めることができる特定の市営住宅)

第1条の3 条例第3条第4項の規定により入居者の資格を別に定めることができる特定の市営住宅は、次に掲げる市営住宅とする。

- (1) 車いすを常用する障害者の入居に適するように設計された市営住宅(以下「車いす常用障害者向け住宅」という。)
- (2) 障害者に割り当てるために供給された市営住宅(以下「障害者向け住宅」という。)
- (3) 高齢者に割り当てるために供給された市営住宅(以下「高齢者向け住宅」という。)
- (4) 障害者又は高齢者に割り当てるために供給された市営住宅(以下「障害者・高齢者向け住宅」という。)
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に児童(同条第3項に規定する児童をいう。第2条の3第7号において同じ。)を扶養している者に割り当てるために供給された市営住宅(以下「母子世帯向け住宅」という。)
- (6) 市長が別に定めるシルバーハウジング・プロジェクト事業計画に基づき供給された市営住宅(以下「シルバーハウジング」という。)

- (7) 単身者に割り当てるために供給された住宅（以下「単身者向け住宅」という。）
- (8) 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の建替え（都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条の施行前に同法による解散前の住宅・都市整備公団が行ったもの及び独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）の施行前に同法による解散前の都市基盤整備公団が行ったものを含む。）に併せて市営住宅が整備される場合において、同法第27条に規定する従前居住者（同法による廃止前の都市基盤整備公団法第44条に規定する従前居住者を含む。）の居住の安定を図るため、比較的小規模な住宅として設計されたもの（以下「機構住宅従前居住者向け住宅」という。）
- (9) 同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる者に割り当てるために供給された市営住宅（以下「子育て世帯向け住宅」という。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて割り当てた市営住宅（入居の申込み）

第2条 条例第4条の規定により入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

（書類の提出等）

第2条の2 市長は、条例第5条第1項の規定により選考し、又は条例第5条第2項の公開抽選により選定した入居予定者に対し、次に掲げる書類の提出又は提示を求めることができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 住宅困窮を証する書類
- (3) 婚約を証する書類
- (4) 収入を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（公開抽選において優遇措置を講じることができる者）

第2条の3 条例第5条第3項の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 60歳以上の者であって、同居し、又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者のみであるもの
 - ア 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。第14条第2項第1号アにおいて同じ。）
 - イ 60歳以上の者

ウ 18歳未満の者

- (2) 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当するもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までに該当するもの
- (4) 別に定める機関において知的障害の程度が重度又は中度であると判定された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が同法施行令第6条第3項の1級又は2級に該当する者
- (6) 同居し、又は同居しようとする親族が第2号から前号までのいずれかに該当する者
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものであって、同居し、又は同居しようとする親族が当該児童のみである者
- (8) 配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している女子であって、前号に該当する者に準じる状況にあると市長が認める者
- (9) 同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる者
（入居承認書等による通知）

第3条 条例第7条の規定による通知は、入居決定者にあつては入居承認書により、入居補欠者にあつては抽選結果通知書により行うものとする。

（市営住宅使用証書）

第4条 条例第8条第1項の市営住宅使用証書には、連帯保証人の印鑑証明書及び収入を証する書類を添付しなければならない。

（連帯保証人の連署に係る特別の事情がある者）

第4条の2 条例第8条第1項の市規則で定める特別の事情がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条の3各号のいずれかに該当する者
- (2) 60歳以上の者であつて、単身で入居しようとするもの
- (3) 前2号に準ずる特別の事情がある者と市長が認めるもの

（連帯保証人の資格等）

第5条 条例第8条第2項の規定による連帯保証人は、次の各号に掲げる資格を有し、市長が適当と認める者でなければならない。

- (1) 入居者の親族（同居し、又は同居しようとする者を除く。）又は市内に住所若しくは勤務場所を有している者
- (2) 独立して生計を営んでいる者
- (3) 入居者と同程度又はそれ以上の収入のある者

2 入居者は、連帯保証人が前項に規定する資格を喪失したとき若しくは死亡したとき又は連帯保証人を変更するときは、新たな連帯保証人の印鑑証明書及び収入を証する書類を添付して、連帯保証人変更届を市長に提出しなければならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する入居者にあつては、この限りでない。

(家賃)

第6条 条例第10条第1項に規定する公営住宅の毎月の家賃は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第2条第2項に規定する家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 令第2条第1項第1号に規定する国土交通大臣が市町村ごとに定めた数値 1.05
- (2) 別表床面積の欄に掲げる数値を65平方メートルで除した数値（小数第5位以下は、切り捨てる。）
- (3) 別表経過年数係数の欄に掲げる数値
- (4) 0.9に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値をそれぞれ加えた数値

公営住宅の設備等の状況	数値
浴室が設置されていない場合	－0.13
浴槽が設置されていない場合	－0.05
3カ所給湯設備が設置されていない場合	－0.05
昇降機が設置されていない場合	－0.05
バルコニーの面積が20平方メートル未満の場合	－0.02
バルコニーの面積が20平方メートル以上40平方メートル未満の場合	－0.01

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による毎月の家賃の額が、別表に定める近傍同種

の住宅の家賃（以下「近傍同種の住宅の家賃」という。）の額を超える場合は、条例第10条第1項に規定する公営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

- 3 条例第10条第3項に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）及び条例第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされるものを除く。次項において同じ。）の毎月の家賃は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に第1項各号に掲げる数値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

入居者の収入	額
104,000円以下の場合	34,400円
104,000円を超え123,000円以下の場合	39,700円
123,000円を超え139,000円以下の場合	45,400円
139,000円を超える場合	51,200円

- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による毎月の家賃の額が、別表に定める限度額（当該限度額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。以下この項において「限度額」という。）を超える場合は、条例第10条第3項に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅の毎月の家賃は、限度額とする。

- 5 条例第10条第3項に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）及び条例第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされるものに限る。）の毎月の家賃は、令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額に第1項各号に掲げる数値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 6 第4項の規定は、前項の家賃について準用する。

（敷金）

第7条 条例第10条第5項に規定する敷金の額は、次のとおりとする。

- (1) 公営住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により公営住宅とみなされるものを含む。）及び従前居住者用住宅 入居の際における家賃の3月分に相当する額
- (2) 前号に掲げる市営住宅以外の市営住宅 入居の際における家賃の2月分に相当する額

2 前項の敷金には、利子をつけない。

(収入の申告等)

第8条 条例第11条第1項の規定による収入の申告は、市長が別に定める日までに収入申告書により行わなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、収入認定通知書により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定により入居者が意見を述べるときは、前項の収入認定通知書を受け取った日から1月以内に収入認定更正申告書を市長に提出しなければならない。

4 前項の収入認定更正申告書には、意見を述べようとする理由を証する書類を添付しなければならない。

5 市長は、条例第11条第3項後段の規定により認定した収入の額を更正するとき、収入認定更正通知書を意見を述べた入居者に交付する。

(家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予)

第9条 条例第12条各号に掲げる理由によって家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の承認を受けようとする者は、家賃・敷金減免申込書又は家賃・敷金徴収猶予申込書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の承認をしたときは、家賃・敷金減免決定通知書又は家賃・敷金徴収猶予決定通知書を申込人に交付する。

3 家賃の減免期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

4 家賃及び敷金の徴収猶予の期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

5 市長は、不正な行為により第2項の承認を受けた者に対しては、当該承認を取り消すことができる。

(収入超過者等に対する通知等)

第10条 条例第15条第1項に規定する収入超過者の認定通知は、収入超過者認定通知書により行うものとする。この場合において、第8条第2項の収入認定通知書は、交付しないものとする。

2 条例第15条第2項に規定する高額所得者の認定通知は、高額所得者認定通知書により行うものとする。この場合において、第8条第2項の収入認定通知書は、交付しないものとする。

3 第8条第3項から第5項までの規定は、条例第15条第3項において準用する条例第11条第3項の規定により意見を述べる場合について準用する。

(改良住宅等に係る収入超過者の家賃)

第10条の2 条例第17条第1項第2号の市規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定方法の例により算出した額（その額が別表に定める限度額（以下「限度額」という。）に次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）とする。ただし、当該算出した額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

入居者の収入		算定方法	倍率
公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条第1号イに掲げる場合	139,000円を超え158,000円以下の場合	令第2条の規定による方法	1.3
	158,000円を超え191,000円以下の場合		1.5
	191,000円を超え214,000円以下の場合		1.8
	214,000円を超える場合	令第8条第2項の規定による方法	
法第23条第1号ロに掲げる場合	114,000円を超え158,000円以下の場合	令第2条の規定による方法	1.3
	158,000円を超え191,000円以下の場合		1.5
	191,000円を超える場合	令第8条第2項の規定による方法	1.8

2 条例第17条第1項第3号の市規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定方法の例により算出した額（その額が限度額に同

表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額とする。ただし、当該算出した額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

入居者の収入	算定方法	倍率
158,000円を超え191,000円以下の場合	令第8条第2項の規定による方法	1.2
191,000円を超える場合		1.4

3 条例第17条第2項の規定による改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅（以下「改良住宅等」という。）の家賃は、次の各号に掲げる改良住宅等の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

(1) 改良住宅及びコミュニティ住宅 限度額に第1項の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額

(2) 従前居住者用住宅 限度額に前項の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額

4 第1項及び第2項の規定により算出した額並びに前項第1号及び第2号に定める額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(高額所得者に対する明渡請求)

第11条 市長は、条例第17条の2第1項の規定により市営住宅の明渡しの請求をしようとするときは、高額所得者市営住宅明渡請求書により行うものとする。

(明渡期限の延長)

第12条 条例第17条の2第3項の規定により明渡期限の延長を申し出ようとする者は、明渡期限延長申出書を市長に提出しなければならない。

(高額所得者に対する明渡し期限到来後に徴収する金銭)

第13条 条例第17条の3第2項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

(入居の承継)

第14条 条例第19条第1項の規定により引き続き市営住宅に居住しようとする者は、市営住宅入居名義人変更承認申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第12条に定めるもののほか、前項の申込書の提出を行った者（以下「申込者」という。）が、次の各号のいずれ

かに該当するときは、条例第19条第1項の承認をしないものとする。ただし、改良住宅及びコミュニティ住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により公営住宅とみなされるものを除く。）並びに従前居住者用住宅（条例第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされるものを除く。）は、この限りでない。

(1) 次のいずれにも該当しない者であるとき。

ア 入居者の配偶者

イ 第2条の3各号に掲げる者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、障害の程度が同法施行令第6条第3項の3級に該当する者

エ 第1条の2の3第4号から第8号までに掲げる者

オ 同居し、又は同居しようとする親族にウ又はエのいずれかに該当する者がいる者

(2) 収入の額が条例第15条第1項各号に掲げる市営住宅の区分に応じ、当該各号に定める金額を超えているとき。

(3) 当該入居者が条例第22条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者であつたとき。

(同居等の承認)

第15条 条例第20条第1項の規定により市長の承認を得ようとする者は、市営住宅同居等承認申込書を市長に提出しなければならない。

(同居者の異動)

第16条 出生、死亡又は転出により同居者に異動を生じたときは、同居者異動届により、入居者は、直ちに市長に届け出なければならない。

(返還届)

第17条 条例第23条第1号に規定する届出は、市営住宅返還届により行わなければならない。

(立入検査員証の携帯)

第18条 条例第25条第1項の規定により市営住宅監理員又は市長が指定した職員が市営住宅を検査するときは、市営住宅立入検査員証を携帯しなければならない。

(使用許可の期間)

第19条 条例第26条の規定による使用許可の期間は、1年以内とする。

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用手続)

第20条 条例第27条第1項の規定による申請は、公営住宅使用許可申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 社会福祉事業等(条例第26条第1項に規定する社会福祉事業等をいう。以下同じ。)を運営すること又は運営する見込みであることを証する書類
- (2) 当該社会福祉事業等に係る公営住宅を現に使用しようとする者の名簿
- (3) 前号に規定する者の収入を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第27条第2項の規定による通知は、許可する場合にあつては公営住宅使用許可通知書、許可しない場合にあつては公営住宅使用不許可通知書により行うものとする。

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用料)

第21条 条例第28条第1項の市規則で定める使用料の額は、社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者の収入の合計額を入居者の収入とみなして第6条第1項及び第2項の規定の例により算出した額とする。

(駐車場の使用者の資格)

第22条 条例第33条第1項に規定する市規則で定める条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 入居者若しくは同居者又は条例第26条の規定による使用許可を受けた社会福祉法人等が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (2) 家賃又は条例第28条第1項に規定する使用料の滞納がないこと。
- (3) 条例第17条の2第1項又は条例第22条第1項の規定による明渡請求を受けていないこと。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める条件のほか、駐車場の使用者の資格を別に定めることができる。

(駐車場の使用)

第23条 駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の駐車場使用申込書には、自動車運転免許証の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、当該使用者に駐車場使用承認書を交付する。

(駐車場の使用料)

第24条 条例第34条第1項に規定する駐車場の使用料は、1月につき10,000円と

する。ただし、軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車をいう。）用の駐車場の使用料にあつては、1月につき8,000円とする。

（指定管理者の公募）

第25条 条例第39条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

- （1）市営住宅の名称、所在地並びに市営住宅及び共同施設の概要
- （2）指定管理者（条例第38条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う業務の範囲
- （3）指定管理者に指定しようとする期間
- （4）応募に必要な資格
- （5）指定管理者の指定の申込みの手續
- （6）その他市長が必要と認める事項

（指定申込書の提出等）

第26条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、条例第39条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）条例第38条第2項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）に関する収支計画書
- （2）市営住宅及び共同施設に関する管理体制計画書
- （3）個人情報（豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護体制計画書
- （4）当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずるもの
- （5）法人にあつては、登記事項証明書
- （6）当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- （7）当該法人等の事業の概要を記載した書類
- （8）市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- （9）前項の申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの

(10) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定の基準)

第27条 条例第39条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。

(3) その他市長が必要と認めて定める基準

(条例第39条第4項に規定する市規則で定める公営住宅)

第28条 条例第39条第4項に規定する市規則で定める公営住宅は、市営借上第17住宅とする。

(事業報告書の記載事項)

第29条 条例第41条の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理業務の実施状況

(2) 市営住宅及び共同施設の利用状況

(3) 市営住宅の家賃及び敷金並びに駐車場及び社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用料の収入の状況

(4) 指定管理業務に係る経費の収支状況

(5) その他市営住宅及び共同施設の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項

(申込書等の様式)

第30条 この規則による申込書その他の書類の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第31条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 市営住宅管理条例施行規則（昭和27年豊中市規則第19号）は、廃止する。

附 則（昭和38年5月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、昭和36年度の欄を加える改正部分は、昭和37年5月1日から適用する。

附 則（昭和38年12月25日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年4月20日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、昭和38年度の欄を加える改正部分は、昭和39年5月1日から適用する。

附 則（昭和40年10月11日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年2月15日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年6月23日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年12月16日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年1月26日規則第3号）

この規則は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年11月10日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月28日規則第53号）

この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第11号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則の規定は、昭和50年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年11月1日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、岡町北改良住宅に係る改正部分は、昭和51年9月20日から適用する。

附 則（昭和52年4月1日規則第13号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和52年5月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和52年5月分の家賃から適用し、同年4月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年4月1日規則第12号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則の規定は、昭和53年4月分の家賃から適用する。

附 則（昭和54年11月10日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月28日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、螢池北改良住宅を加える改正部分は、昭和55年6月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月31日規則第28号）

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年11月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年5月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和60年5月分の家賃から適用し、同年4月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年6月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和60年7月分の家賃から適用し、同年6月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年6月1日規則第26号）

- 1 この規則は、昭和61年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第12条の規定は、昭和61年7月分の割増賃料から適用し、同年6月分までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年8月12日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和61年8月分の家賃から適用する。

附 則（昭和61年10月20日規則第40号）

この規則は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月31日規則第48号）

- 1 この規則は、昭和62年11月1日から施行する。ただし、別表に小曾根市営住宅に関する3項を加える改正規定は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和62年11月分の家賃から適用し、同年10月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年10月31日規則第49号）

この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月1日規則第59号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日か

ら施行する。

附 則（平成 2 年 1 2 月 1 日規則第 5 0 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 3 0 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第 1 2 条の規定は、平成 3 年 4 月分の割増賃料から適用し、同年 3 月分までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 3 月 1 0 日規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 0 月 1 日規則第 4 9 号）

この規則は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 1 日規則第 6 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 1 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に市営住宅に入居している者については、当分の間、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表種別及び構造の欄の規定は、適用しないものとする。

附 則（平成 8 年 3 月 2 9 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 1 月 1 3 日規則第 4 3 号）

この規則は、平成 9 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日規則第 5 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（島江西市営住宅に係る部分に限る。）は、平成 9 年 5 月 1 7 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則附則第 4 項の規定は、平成 8 年 8 月 3 0 日以後の割増賃料から適用し、同日前までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 5 月 2 0 日規則第 2 4 号）

この規則は、平成 9 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 0 月 2 0 日規則第 4 5 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（向丘市営住宅に係

る部分に限る。)は、平成9年11月15日から施行する。

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅については、平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条から第15条までの規定は適用せず、この規則による改正前の市営住宅条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第7条及び第8条から第13条の3までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅については、平成10年3月31日までの間は、改正後の規則第7条から第15条までの規定は適用せず、改正前の規則第7条、第8条から第13条の3まで及び附則第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 市営住宅条例の一部を改正する条例(平成9年豊中市条例第31号)附則第2項に規定する特定買取賃貸住宅については、平成10年3月31日までの間は、改正前の規則の規定(第9条から第13条の3までの規定を除く。)は、なおその効力を有する。
- 5 平成10年4月1日前に改正前の規則の規定によってした手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によってしたものとみなす。

6 他の規則の一部改正〔略〕

附 則(平成10年2月18日規則第3号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第6条、第10条の2及び別表の規定は、平成10年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月26日規則第1号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年4月分から平成13年3月分までの岡町北改良住宅及び螢池北改良住宅の駐車場の使用料については、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成11年4月分から平成12年3月分までの駐車場の使用料 1月につき 5,000円

(2) 平成12年4月分から平成13年3月分までの駐車場の使用料 1月につき 6,000円

3 前項の規定は、平成11年4月分の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別表の規定は、平成11年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月31日規則第9号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月1日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の2に借上第17の項を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第46号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成12年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月20日規則第99号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第34号)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成13年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年10月15日規則第78号)

この規則は、平成13年10月17日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日規則第30号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成14年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年4月1日規則第46号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成15年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成16年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月14日規則第65号）

この規則は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第16号）

改正 平成18年3月31日規則第69号

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第24条の規定は、平成18年4月分から平成19年3月分までの市営岡町北住宅及び市営螢池北住宅の駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、同年4月分から平成20年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の規則第24条の規定は、平成17年4月分から平成18年3月分までの駐車場（前項に規定する市営住宅の駐車場を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、「8,000円」とあるのは「6,000円」と、同年4月分から平成19年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と、「8,000円」とあるのは「7,000円」と読み替えて適用する。
- 4 前項の規定は、平成17年4月分の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則別表の規定は、平成17年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日規則第69号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成18年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年豊中市規則第16号）附則第2項の規定は、平成18年4月分の市営岡町北住宅及び市営螢池北住宅の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの市営岡町北住宅及び市営螢池

北住宅の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第38号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成19年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日規則第47号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成20年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月25日規則第67号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第6条第1項及び第3項、第10条の2第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成21年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日規則第44号）

この規則中第2条の3の改正規定（同条第1号アの改正規定を除く。）は公布の日から、その他の改正規定は平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日規則第69号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成22年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成22年4月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月1日規則第1号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成23年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月1日規則第3号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成24年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第74号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に56歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第1条の2の3第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月6日規則第107号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第137号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年1月31日規則第3号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成25年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月1日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第108号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年2月3日規則第3号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成26年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月26日規則第65号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第67号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成27年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月28日規則第92号）

- 1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の2の表の規定は、平成27年5月分の家賃から適用し、同年4月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月27日規則第106号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日規則第2号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成28年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月25日規則第8号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月27日規則第78号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の2の表借上第3の項及び借上第4の項を削る改正規定は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の2の表借上第2の項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月18日規則第80号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年8月26日規則第94号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日規則第105号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年12月19日規則第109号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日規則第6号）

- 1 この規則は、平成29年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成29年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月28日規則第10号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第16号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月27日規則第43号）

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年6月26日規則第47号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年7月27日規則第53号）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月25日規則第62号）

この規則は、平成29年10月30日から施行する。

附 則（平成30年1月26日規則第1号）

1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成30年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月14日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月28日規則第7号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成31年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の3の表の規定は、令和元年8月21日から適用する。

附 則（令和元年10月31日規則第28号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年1月28日規則第2号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和2年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

別表

1 公営住宅（借上げに係る公営住宅を除く。）

名称	位置	棟番号	戸数	竣工年度	経過年数 係数	床面積 積	近傍同 種の住 宅の家 賃	備考
西谷	豊中市東豊中町 5丁目	1	6	昭和38 年度	0.53 26	m ² 423, 3.400 3	円	
		2	6	昭和38 年度	0.53 26	423, 3.400 3		
		3	6	昭和38 年度	0.53 26	423, 3.400 3		
		4	6	昭和38 年度	0.53 26	423, 3.400 3		
		5	32	昭和39 年度	0.54 40	320, 7.500 2		
		6	32	昭和40 年度	0.55 54	321, 7.200 2		

		7 3 2	昭和41年度	0. 5 6 6 8	3 2 1, 7. 5 0 0 2	
		8 4 0	昭和45年度	0. 6 1 2 4	3 2 3, 4. 5 0 0 8	
		9 4 0	昭和45年度	0. 6 1 2 4	3 2 3, 8. 9 0 0 6	
		1 0 4 0	昭和46年度	0. 6 2 3 8	3 2 4, 8. 2 0 0 6	
刀根山	" 刀根山5丁目	A 1 1 0	昭和43年度	0. 5 8 9 6	3 2 1, 7. 8 0 0 8	
		A 1 3 0	昭和43年度	0. 6 8 0 7	5 4 5, 8. 7 0 0 0	
		A 2 4 0	昭和43年度	0. 6 6 9 1	5 4 4, 8. 3 0 0 0	
		A 3 1 0	昭和44年度	0. 6 0 1 0	3 2 3, 7. 0 0 0 8	
		A 3 3 0	昭和44年度	0. 6 9 8 5	5 4 7, 8. 0 0 0 0	
		B 1 2 0	昭和43年度	0. 6 8 2 8	5 4 3, 4. 6 0 0 4	
		B 2 2 0	昭和43年度	0. 5 8	3 2 1,	

				年度	96	4.	800		
		B3	20	昭和44年度	0.70	5	45,		
				年度	20	4.	300		
							9		
新千里南	〃新千里南町3丁目	1	40	昭和46年度	0.62	3	24,		
				年度	38	7.	400		
								3	
		2	20	昭和48年度	0.64	4	22,		
				年度	66	2.	600		
						9			
		2	10	昭和48年度	0.64	4	24,		
				年度	66	8.	700		
							8		
		3	30	昭和48年度	0.64	4	24,		
				年度	66	8.	700		
							8		
		4	30	昭和48年度	0.64	4	24,		
				年度	66	8.	700		
							8		
熊野南	〃東泉丘2丁目	1	40	昭和47年度	0.63	4	24,		
				年度	52	2.	600		
							3		
		2	40	昭和47年度	0.63	3	23,		
				年度	52	9.	700		
							7		
新千里南第2	〃新千里南町2丁目	5	50	昭和49年度	0.65	4	31,		
				年度	80	6.	700		
							6		
		6	32	昭和49年度	0.65	4	32,		
				年度	80	8.	700		

						2	
		6	8	昭和49年度	0.6580	432,800	車いす常用障害者向け住宅
						2	
		7	30	昭和49年度	0.6580	429,300	
		8	30	昭和49年度	0.6580	429,300	
		9	50	昭和49年度	0.6580	431,600	
北条	〃北条町2丁目	1	10	昭和55年度	0.7264	544,600	
		1	20	昭和55年度	0.7264	546,900	
		2	3	昭和56年度	0.7378	554,600	
		2	7	昭和56年度	0.7378	557,900	
		2	2	昭和56年度	0.7378	557,900	車いす常用障害者向け住宅
北条西	〃北条町1丁目	1	3	昭和58年度	0.7606	550,600	

		1	9	昭和58 年度	0.76 06	552, 9.400 4	
		2	3	昭和58 年度	0.76 06	550, 6.000 5	
		2	9	昭和58 年度	0.76 06	552, 9.400 4	
		3	6	昭和58 年度	0.76 06	550, 6.000 5	
		4	6	昭和58 年度	0.76 06	550, 6.000 5	
		5	12	昭和58 年度	0.76 06	552, 9.400 4	
		6	8	昭和58 年度	0.76 06	552, 9.400 4	
		6	4	昭和58 年度	0.76 06	552, 9.400 4	車いす常用障害者向け住 宅
宮山	〃 宮山町4丁目	1	10	昭和61 年度	0.79 48	554, 7.700 1	
		1	8	昭和61 年度	0.79 48	557, 9.200 8	
		2	14	昭和61 年度	0.79 48	557, 9.200 8	

				年度	48	9.	200	
		2	4	昭和61年度	0.79	5	57,	障害者向け住宅
				年度	48	9.	200	
							8	
		3	6	昭和61年度	0.79	5	54,	
				年度	48	7.	700	
							1	
		3	12	昭和61年度	0.79	5	57,	
				年度	48	9.	200	
							8	
小曾根	〃小曾根2丁目	1	9	昭和62年度	0.80	5	66,	
				年度	62	6.	600	
							1	
		1	6	昭和62年度	0.80	5	70,	
				年度	62	9.	300	
							3	
		1	3	昭和62年度	0.80	5	70,	車いす常用障害者向け住宅
				年度	62	9.	300	
							3	
		2	6	昭和62年度	0.80	5	66,	
				年度	62	6.	600	
							1	
		2	18	昭和62年度	0.80	5	70,	
				年度	62	9.	300	
							3	
熊野	〃東豊中町5丁目	1	11	昭和63年度	0.81	5	64,	
				年度	76	6.	700	
							1	
		1	19	昭和63年度	0.81	5	68,	
				年度	76	9.	300	

					3	
		1 2	昭和63年度	0.8176	59.3	68,300宅
					3	
	〃 熊野町3丁目	2 2	平成2年度	0.8404	57.6	65,700
		2 2	平成2年度	0.8404	60.8	68,800
		2 2	平成2年度	0.8404	60.8	68,800宅
		3 1	平成4年度	0.8632	58.8	87,000
		3 4	平成4年度	0.8632	62.0	90,800
		4 9	平成5年度	0.8746	62.0	98,900
		4 3	平成5年度	0.8746	62.0	98,900宅
上津島	〃 上津島1丁目	1 4	平成元年度	0.8290	56.7	61,000
		1 5	平成元年度	0.8290	59.4	63,800

		1	4	平成元年 度	0. 8 2 9 0	5 6 2, 8. 9 0 0 6	車いす常用障害者向け住 宅
二葉	〃 二葉町1丁目	1	8	平成7年 度	0. 8 9 7 4	5 8 4, 3. 9 0 0 3	
		1	5	平成7年 度	0. 8 9 7 4	5 9 5, 9. 3 0 0 9	
		1	5	平成7年 度	0. 8 9 7 4	6 1 0 6. 5, 7 6 0 0	
		1	2	平成7年 度	0. 8 9 7 4	5 8 5, 3. 0 0 0 3	車いす常用障害者向け住 宅
三国	〃 三国2丁目	1	5 6	平成8年 度	0. 9 0 6 4	3 5 6, 3. 7 0 0 0	
		1	1 4	平成8年 度	0. 9 0 6 4	3 6 2, 6. 6 0 0 3	
		1	7	平成8年 度	0. 9 0 6 4	4 8 1, 7. 8 0 0 5	
		1	4 0	平成8年 度	0. 9 0 6 4	6 1 0 2. 7, 8 7 0 0	
		1	5 6	平成8年 度	0. 9 0 6 4	6 1 1 6. 3, 4 0 0 0	
		1	1 4	平成8年	0. 9 0	7 1 3	

		度	64	8.5, 9	
			9	00	
1	5	平成8年度	0.90	356,	車いす常用障害者向け住
			64	3.700	宅
				0	
1	1	平成8年度	0.90	362,	車いす常用障害者向け住
			64	6.600	宅
				3	
1	1	平成8年度	0.90	481,	車いす常用障害者向け住
			64	7.800	宅
				5	
1	2	平成8年度	0.90	610	車いす常用障害者向け住
			64	2.7, 8	宅
				7	00
1	4	平成8年度	0.90	611	車いす常用障害者向け住
			64	6.3, 4	宅
				0	00
1	1	平成8年度	0.90	713	車いす常用障害者向け住
			64	8.5, 2	宅
				5	00
1	56	平成8年度	0.90	356,	シルバーハウジング
			64	3.700	
				0	
1	14	平成8年度	0.90	362,	シルバーハウジング
			64	6.600	
				3	
1	7	平成8年度	0.90	481,	シルバーハウジング
			64	7.800	
				5	
1	2	平成8年度	0.90	610	子育て世帯向け住宅
			64	2.7, 8	

						7	00	
島江西	〃 島江町1丁目	1	20	平成8年 度	0.90 64	6	12 6.8, 6 400	
		1	2	平成8年 度	0.90 64	373, 7.100	車いす常用障害者向け住 宅	
		1	1	平成8年 度	0.90 64	612 6.8, 6 400	車いす常用障害者向け住 宅	
		1	10	平成8年 度	0.90 64	373, 7.100	シルバーハウジング	
原田	〃 原田元町2丁 目	1	14	平成8年 度	0.90 64	511 9.0, 2 000		
		1	4	平成8年 度	0.90 64	511 9.0, 9 300		
		1	2	平成8年 度	0.90 64	713 0.0, 3 000		
		1	1	平成8年 度	0.90 64	510 8.7, 9 600	車いす常用障害者向け住 宅	
		1	1	平成8年 度	0.90 64	511 9.0, 2 000	車いす常用障害者向け住 宅	
		1	26	平成8年 度	0.90 64	373, 9.200	シルバーハウジング	
						9		

		1	1	平成8年度	0.9064	59.00	11200	子育て世帯向け住宅
		1	1	平成8年度	0.9064	59.03	11900	子育て世帯向け住宅
向丘	〃 向丘3丁目	1	19	平成9年度	0.9103	593.2	93000	
		1	37	平成9年度	0.9103	63.15	11900	
		1	2	平成9年度	0.9103	359.4	59600	車いす常用障害者向け住宅
		1	2	平成9年度	0.9103	591.7	91000	車いす常用障害者向け住宅
		1	2	平成9年度	0.9103	63.15	11900	車いす常用障害者向け住宅
		1	52	平成9年度	0.9103	359.4	59600	シルバーハウジング
		1	3	平成9年度	0.9103	593.2	93000	子育て世帯向け住宅
		1	5	平成27年度	0.9805	364.7	64700	
二葉第3	〃 二葉町1丁目	1	16	平成27年度	0.9805	364.7	64700	

			年度	05	7.	700		
		1	5年度	平成27	0.98	365,		
			年度	05	8.	000		
		1	8年度	平成27	0.98	594,		
			年度	05	5.	700		
		1	1年度	平成27	0.98	610	車いす常用障害者向け住	
			年度	05	3.	9,2	宅	
					8	00		
		1	8年度	平成27	0.98	610		
			年度	05	3.	9,4		
					9	00		
		1	1年度	平成27	0.98	712	車いす常用障害者向け住	
			年度	05	5.	9,6	宅	
					7	00		
		1	2年度	平成27	0.98	712		
			年度	05	5.	9,6		
					7	00		

2 借上げに係る公営住宅

名称	位置	棟番号	戸数	竣工年度	経過年数 係数	床面積	近傍同 種の住 宅の家 賃	借上期間満 了日	備考
借上第 17	豊中市旭丘1番	1	2	平成11 年度	0.91 81	m ² 360, 7.500 5	円	令和6年1 0月31日	
		1	2	平成11 年度	0.91 81	360, 7.500		令和6年1 0月31日	機構住宅従 前居住者向

				5			け住宅
1	12	平成11年度	0.9181	476,70001		令和6年10月31日	
1	6	平成11年度	0.9181	476,70001		令和6年10月31日	機構住宅従前居住者向け住宅
1	10	平成11年度	0.9181	584,28006		令和6年10月31日	
1	4	平成11年度	0.9181	584,28006		令和6年10月31日	機構住宅従前居住者向け住宅
1	2	平成11年度	0.9181	589,50002		令和6年10月31日	機構住宅従前居住者向け住宅
1	7	平成11年度	0.9181	699,18009		令和6年10月31日	
1	7	平成11年度	0.9181	6119,14001		令和6年10月31日	
1	4	平成11年度	0.9181	360,75005		令和6年10月31日	車いす常用障害者向け住宅
1	3	平成11年度	0.9181	476,74004		令和6年10月31日	車いす常用障害者向け住宅
1	1	平成11年度	0.9181	589,55005		令和6年10月31日	車いす常用障害者向け住宅

		1	16	平成11年度	0.9181	360,750	5	令和6年10月31日	シルバーハウジング
		1	15	平成11年度	0.9181	476,700	1	令和6年10月31日	シルバーハウジング
		1	1	平成11年度	0.9181	476,700	1	令和6年10月31日	シルバーハウジング 機構住宅従前居住者向け住宅
		1	5	平成11年度	0.9181	589,500	2	令和6年10月31日	シルバーハウジング
		1	3	平成11年度	0.9181	589,500	2	令和6年10月31日	シルバーハウジング 機構住宅従前居住者向け住宅

3 改良住宅

名称	位置	棟番号	戸数	竣工年度	経過年数 係数	床面積 積	近傍同 種の住 宅の家 賃	限度額	備考
岡町北	豊中市立花町2 丁目	3	24	昭和51年度	0.7362	682,570	円	89,764	
		4	16	昭和51年度	0.7317	570,460	円	77,515	

		4	24	昭和60年度	0.81656	86,74,064		
島江	〃大黒町3丁目	1	40	昭和51年度	0.680826	36,43,088		
		2	30	昭和54年度	0.715026	40,38,749		
螢池北	〃螢池北町3丁目	1	20	昭和55年度	0.792943	75,74,677		
大黒	〃大黒町2丁目	1	20	平成10年度	0.914239	1175,922		
		2	10	平成10年度	0.914278	52,625		
		2	5	平成10年度	0.914250	1177,765		
		2	10	平成10年度	0.914254	1391,843		

4 コミュニティ住宅

名称	位置	棟番号	戸数	竣工年度	経過年数 係数	床面積	近傍同 種の住 宅の家 賃	限度額	備考
服部西	豊中市服部西町 4丁目	1	25	平成5年	0.87	m ² 485	円	円 118,92	

				度	46	9.	300	0	
		1	23	平成5年 度	0.87	6	11	150,07	
					46	4.	1,3	3	
						3	00		
		1	2	平成5年 度	0.87	6	10	158,42	車いす常用 障害者向け 住宅
					46	2.	7,9	7	
						1	00		
服部寿	服部寿町3丁 目	1	16	平成7年 度	0.89	4	92,	121,36	
					74	9.	800	6	
						7			
		1	1	平成7年 度	0.89	5	96,	126,50	
					74	1.	500	2	
						7			
		1	10	平成7年 度	0.89	6	12	158,76	
					74	4.	1,2	8	
						9	00		
		1	11	平成7年 度	0.89	6	12	159,13	
					74	5.	1,5	5	
						1	00		
		1	2	平成7年 度	0.89	6	12	159,35	車いす常用 障害者向け 住宅
					74	5.	1,6	0	
						2	00		
野田	野田町16番	1	24	平成13 年度	0.92	6	80,	99,861	
					59	4.	500		
						3			
野田第 2	野田町17番	1	1	平成16 年度	0.93	3	57,	48,735	
					76	8.	500		
						9			
		1	30	平成16 年度	0.93	3	58,	49,612	
					76	9.	600		

				6			
1	1	平成16年度	0.9376	42.1	62,300	52,743	
1	7	平成16年度	0.9376	42.6	63,000	53,371	
1	22	平成16年度	0.9376	53.3	78,900	66,776	
1	9	平成16年度	0.9376	55.3	81,800	69,283	
1	6	平成16年度	0.9376	65.1	96,300	81,560	
1	6	平成16年度	0.9376	66.7	98,700	83,564	
1	6	平成16年度	0.9376	66.9	99,000	83,816	
1	1	平成16年度	0.9376	39.6	58,600	49,612	車いす常用 障害者向け 住宅
1	1	平成16年度	0.9376	55.4	82,000	69,407	車いす常用 障害者向け 住宅
1	1	平成16年度	0.9376	63.2	93,500	79,179	車いす常用 障害者向け 住宅

		1	1	平成16年度	0.9376	66.5006	98,83,439	車いす常用 障害者向け 住宅
		1	1	平成16年度	0.9376	67.1000	99,83,941	車いす常用 障害者向け 住宅
		1	14	平成16年度	0.9376	39.6006	58,49,612	シルバーハ ウジング
		1	4	平成16年度	0.9376	42.0006	63,53,371	シルバーハ ウジング

5 従前居住者用住宅

名称	位置	棟番号	戸数	竣工年度	経過年数 係数	床面積 積	近傍同 種の住 宅の家 賃	限度額	備考
二葉第 2	豊中市二葉町1 丁目	1	11	平成8年度	0.9064	36.4005	57,52,959	円	
		1	12	平成8年度	0.9064	36.0009	58,53,506	円	
		1	2	平成8年度	0.9064	39.1001	61,56,437	円	
		1	1	平成8年度	0.9064	39.7008	62,57,983	円	
		1	11	平成8年度	0.9064	58.2003	82,75,803	円	

		度	64	1.	200		
	1	1 平成8年 度	0.90 64	5 4.	85, 900	79,246	
	1	4 平成8年 度	0.90 64	5 6.	87, 700	81,082	
	1	1 平成8年 度	0.90 64	5 9.	92, 600	85,431	
	1	10 平成8年 度	0.90 64	6 7.	10 4,0	95,908	
	1	1 平成8年 度	0.90 64	6 4.	10 1,4	93,549	車いす常用 障害者向け 住宅
	1	1 平成8年 度	0.90 64	6 5.	10 2,6	94,709	車いす常用 障害者向け 住宅
二葉第 3	1	5 平成27 年度	0.98 05	3 7.	63, 900	56,467	
	1	5 平成27 年度	0.98 05	3 8.	64, 400	56,814	
	1	7 平成27 年度	0.98 05	5 5.	93, 800	82,889	
	1	1 平成27 年度	0.98 05	5 5.	93, 800	82,951	

					3			
	1	2	平成27 年度	0.98 05	7 5.	12 8,4 7	113,31 5	